



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2017年2月発行

保険医のための防災対策必携 防災マニュアル作成の手引き

A4判 47ページ(フルカラー) 会員価格 1,200円 定価 1,500円(税・送料込み)

いつ、何が起こるかわからない、災害対策のための必携書！
発災時から復興・保険請求に至るまで防災対策の決定版!!

- 自然災害は、医療機関にも多大な影響を及ぼしますが、日常的な対策をとることによって被害を最小限にとどめることは可能です。また、被災から復旧に向けた諸制度を把握しておくことにより、医療提供体制の復旧を早めることができます。
- 本書では、災害への備えはもちろん、医療機能の復興に向けた取り組み、や災害時の診療報酬の請求方法、復興に向けた補助金や貸付金、消防計画や防災マニュアルのひな形などをご用意していますので、ぜひご活用ください。



一般社団法人茨城県保険医協会

〒300-0045 土浦市文京町 1-50 富士火災ビル 3F

TEL029(823)7930 FAX029(822)1341

E-mail:info@ibaho.jp

◇ 主な内容 ◇

- 第1節 防災・減災対策(日常的な備え)
- 第2節 地震発生時の対応
- 第3節 医療機能の
復旧・復興に向けた取組
- 第4節 被災者の
保険証、医療費免除等の取扱
- 第5節 災害時の診療報酬等の請求方法
- 第6節 民間医療機関の復旧・復興に
向けた補助金及び貸付金の特例
- 第7節 消防計画
及び防災マニュアル(ひな形)
- 参 考 無床診療所用・地震防災チャート

注文書

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 _____ 担当者名 _____ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 _____) _____

連絡先 TEL _____ FAX _____

注文数【 _____ 冊】× 価格【 1,200円(会員価格) or 1,500円(定価) 】 = 合計【 _____ 】円

代金支払方法 座振替・代引き ※いずれかに○をつけてください(座振替は会員のみ利用可)。
※代引きは、代引き手数料として324円いただきます。

< 参考 >

ワンポイントアドバイス（災害等によってカルテを汚損した場合の対応）

(1) 災害等によってカルテ等の帳票類が失われた場合

災害等によってカルテ等の帳票類が失われた場合は、厚生労働省から下記の通知が出力され、下記に沿って対応することが出来ます。

- ① 関係法令に基づく保存義務違反には当たらない。この場合、保存していた場所、滅失した理由、滅失した文書の名称・範囲等を記載した文書を作成し、保存する。
- ② 診療録等を滅失、汚損又は棄損した診療分は概算請求ができる。

(2) 通常の手続きによる請求が困難な場合

通常の請求が困難な場合は、通知で示される期間に限り概算請求ができる。

(3) 診療継続のための対策

① 職員の勤務体制の確保

- ア. 職員の通勤体制を確認し、勤務表を作成します。
- イ. 必要に応じて医療機関の一部を職員の宿泊場所とすることも検討します。

② 医療・介護の窓口負担の猶予・免除の確認と対応（→P12参照）

ア. 「災害救助法」が適用された災害の場合は、被災によって保険証が提示できなくても、保険診療扱いとする通知が示されます。なお、「災害救助法」が適用されていない場合でも保険者が認めれば保険証が提示できなくても、保険診療扱いとなります。

イ. 「激甚災害指定基準による指定(本激)」がされた災害で、かつ、その被害が著しく大きいものについては、厚生労働省より医療・介護の窓口負担の猶予対象者を示した通知が出されます。猶予通知に該当する患者さんは、医療機関で窓口負担は徴収せず、10割を保険請求します。仮に免除対象者に該当しないことが後で判明した場合は、保険者が患者さんから窓口負担分を徴収します。なお、「災害救助法」が適用された災害で住家が全壊・半壊等した場合に、窓口負担を独自に免除する健康保険組合もあります。この場合は「免除証明書」が発行されますので、患者さんが持参した免除証明書に沿って対応します。

③ 自院だけで通常行っている全ての診療行為を行うことは困難になるかと思えます。他の医療機関と連携して対応することも必要です。

④ 飲料水や食料を確保するとともに、節水に留意しましょう。

ア. 支援物資は、避難所に優先して配布されます。

イ. ウェットティッシュ（清拭や手洗い、洗顔、歯磨き）や食品用ラップ（食器に敷いて使うと紙皿の代用になり洗い物を少なくできます）などを保管しておく、節水となります。

ワンポイントアドバイス（投薬について）

被災からしばらくの間は、薬剤の供給が止まることもあります。

流通確保の確認が取れるまでは、患者さんに説明をした上で短期間の投薬に留めることも必要です。なお、この場合は、あらかじめ掲げもしておきましょう。

防災マニュアル（案）

【第1章】 目的

第1条 本マニュアルは、〇〇病院（医院）の防災に関する具体的な対応について定め、もって円滑かつ適切な防災業務に資することを目的とする。

【第2章】 日常的対策

（災害対策委員会の常設）

第2条 病院長を委員長とし、各課の責任者により構成する災害対策委員会を設置する。
（編注：構成は、各医療機関の実情に応じて任命してください）

第3条 災害対策委員会は、次の活動を行う。

- ① 防災計画を効果的に推進するため、「〇〇病院（医院）消防計画」及び「〇〇病院（医院）防災マニュアル」を作成し、必要に応じて見直す。
- ② 「〇〇病院（医院）消防計画」「〇〇病院（医院）防災マニュアル」に基づく研修、訓練を実施して防災計画及びの職員への周知徹底を図る。

（備蓄）

第4条 災害に備えて、各種備品などの確保と定期点検を行う。

（災害情報管理一覧表の作成）

第5条 下記に関する一覧表を作成しておく。

- ① 職員緊急連絡網
- ② 災害対策委員会名簿
- ③ 災害時外部連絡先一覧表
- ④ 備蓄一覧表（備蓄場所、数量、使用期限）

【第3章】 大地震発生時の対応

（緊急地震速報への対応）

第6条 緊急地震速報が出された場合は、

- ① 次のアナウンスを行う。大きな震度でなかった場合は、終息のアナウンスを行う。

外来

- 緊急地震速報が出されました。
- 診療を中断し、揺れに備えてください。
- 頭を保護して、その場で動かないでください。
- 補助が必要な場合は、すぐに近くの職員に声をかけてください。
- エレベータは使用しないでください。（エレベータがある場合）